

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

(1) 目的

市では、生活習慣病の予防等を推進するため、「新発田市健康づくり計画（第一次）」を策定し、市全体の健康づくりに取り組んできました。

これまでの取組を評価し、「子どもから高齢者まで誰もがいくつになっても自分らしく彩りある暮らしを送ることができる社会の実現」をめざし、生活習慣病の発症と重症化の予防に向けて「個人の健康づくり」と「社会全体で支える（環境整備）」を重視した、「市民主体・市民参画による健康づくり」を総合的に推進するため、今後10年間における健康づくりの基本的な指針となる「新発田市健康づくり計画（第二次）」を策定しました。

(2) 健康づくりを取り巻く動向

市の健康づくりを取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行や、生活様式の多様化等から生活習慣病が増加し、これに伴い寝たきり等の介護が必要な状態が引き起こされ、医療費の増大等が大きな課題となっています。

また、これまでに経験したことのない人口減少という状況にあって、持続可能な活力ある社会を実現するためには、更なる生活習慣病の予防等、市民の健康づくりを推進することが重要となっています。

国では平成12年に「健康日本21（第一次）」、平成24年に「健康日本21（第二次）」を策定し、県では平成13年に「健康にいがた21」、平成26年に「健康にいがた21（第二次）」を策定いたしました。それぞれ生活の質の向上等を目的とし、様々な関係機関との連携により、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援する取組が推進されています。

市では、国、県の計画や動向を踏まえ、平成18年4月に策定した健康づくり計画（第一次）において、3つの重点領域23項目の具体的目標を掲げ、“めざせ100彩”をスローガンに健康づくり事業に取り組んできました。

併せて平成18年に「新発田市歯科保健計画」を策定。平成21年には「新発田市食の循環によるまちづくり条例」を施行し、同年12月に「新発田市食の循環によるまちづくり推進計画」を策定するなど、市民の健康増進及び生活習慣病予防に向けて、市民、地域、職域等と連携し、歯科、食などを含めて総合的に取り組み、市民の健康づくりに対する意識の向上を働きかけてきました。

2 計画の位置づけ

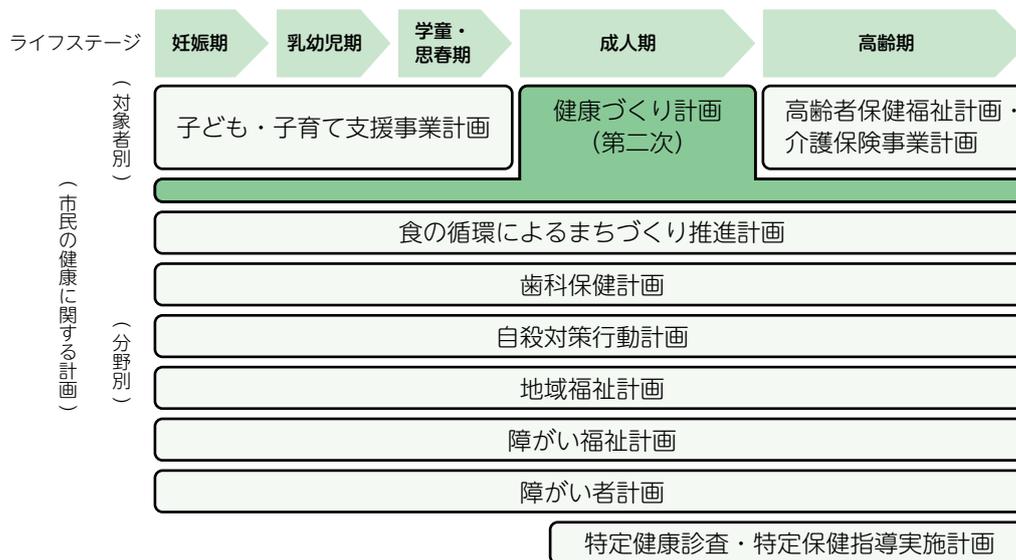
(1) 法的位置づけ

健康増進法により、市町村に策定するように努めることと規定された「市町村健康増進計画」です。

(2) 他の計画との関係

「新発田市まちづくり総合計画」を上位計画として、関連計画との整合性や連携を図ります。

計画の位置づけ（関連図）



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間です。

今後の社会情勢や健康に対する価値観等の変化に対応するため、平成 32 年度を目途に中間評価を行い、計画を見直すこととします。

4 計画の進行管理

この計画を効率的かつ効果的に推進するためには、計画の進行管理と評価を行うことが重要です。

そのため、年度ごとに新発田市健康づくり推進協議会において事業の進捗状況を報告します。

計画の最終年度である平成 37 年度には、目標の達成度を評価し、次期健康づくり計画に反映します。